

**第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
令和元年度結果報告書**

<目次>

1 第四次伊勢原市役所エコオフィスプランについて-----	1
2 令和元年度の各数値目標の達成状況-----	3
3 市役所全体の温室効果ガス総排出量について-----	4
4 主要な数値目標について-----	5
5 日常の環境配慮-----	8
6 公共事業における環境配慮状況-----	12
7 用語解説-----	16

本文中の「※」は巻末の用語解説に記載しています。

1 第四次伊勢原市役所エコオフィスプランについて

(1) 策定の趣旨

「伊勢原市役所エコオフィスプラン」は、「^{※1}地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項の規定に基づく法定計画である、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の事務事業編にあたるものです。

事務事業編は、都道府県及び市町村が当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、^{※2}温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

(2) 計画の目的

「伊勢原市役所エコオフィスプラン」では、事業者としての環境保全への具体的な取組や温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標を定め、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

平成 14 年度に第一次の伊勢原市役所エコオフィスプランを策定し、平成 19 年度に第二次伊勢原市役所エコオフィスプラン、平成 25 年度に第三次伊勢原市役所エコオフィスプランが策定され、平成 30 年度に現在の第四次伊勢原市役所エコオフィスプランが策定されました。

(3) 目標の内容

第四次伊勢原市役所エコオフィスプランでは、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）の基準に合わせて、平成 25 年を基準として、同年度の市役所の事務事業から生じた温室効果ガスの排出量（4,363 t - CO₂）を令和 12 年度時点で 40 パーセント削減（▲1,745 t - CO₂）することを目標とします。これは平成 28 年度の排出量（3,636 t - CO₂）の約 28 パーセントの削減（▲1,018 t - CO₂）になります。

本計画では、新たに温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、主要な数値目標の見直しを行っています。主要な数値目標は、平成 28 年度実績を基準値とした削減目標を 6 項目設定しており、この目標項目を進捗しながら、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

なお、本計画において排出量の削減に取り組む温室効果ガスは、^{※3}エネルギー起源 CO₂とします。

表 1：第四次伊勢原市役所エコオフィスプランの目標

項目	基準年度からの削減率	基準年度
温室効果ガス排出量	40%削減	平成 25 年度
電気使用量	20%削減	平成 28 年度
都市ガス使用量	26%削減	平成 28 年度
プロパンガス使用量	13%削減	平成 28 年度
灯油使用量	13%削減	平成 28 年度
公用車の燃料使用量	13%削減	平成 28 年度
低公害車の導入率	6.1 ポイント改善	平成 28 年度

(4) 計画の期間

計画は 2030 年（令和 12 年）までとします。なお、計画期間が長期にわたることから、国の動向や本計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

(5) 対象範囲

市が直接執行する事務及び事業全般を計画の対象とします。委託、指定管理者制度導入施設等は除きますが、数値等の把握が可能で、本計画と整合性が必要な場合は対象とします。ただし、下水処理に係る事業分野は参考値とし、温室効果ガス排出量の計算からは除外します。

なお、「^{※4} エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき提出している定期報告書では、エネルギー管理の対象範囲を、法に定められた地方公共団体のエネルギー管理の範囲としていることから、温室効果ガス排出量算定に指定管理者制度導入施設等も含めて報告しています。

(6) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 26 条に基づき、次のとおり算定しています。

表 2：温室効果ガス排出量の算定方法

対象	算定方法	排出係数
燃料の使用	(燃料種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	環境省が公表する「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」を使用
電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	報告年度における ^{※5} 電気事業者別排出係数のうち、基礎排出係数を使用

2 令和元年度の各数値目標の達成状況

(1) 令和元年度の達成状況

表3：令和元年度の達成状況

温室効果ガスの目標	基準値 (平成25年度)	令和12年度目標値	基準値からの削減目標	令和元年度 実績値	目標達成 状況	基準値との 比較	前年との 比較
温室効果ガスの 総排出量	4,363 t-CO ₂	2,618 t-CO ₂	▲40%	3,598 t-CO ₂	△	↗ (▲17.5%)	↘ (+1.1%)

個別の数値目標	基準値 (平成28年度)	令和12年度目標値	基準値からの削減目標	令和元年度 実績値	目標達成 状況	基準値との 比較	前年との 比較
電気使用量	5,960,275 kWh	4,768,220 kWh	▲20%	5,771,266 kWh	△	↗ (▲3.2%)	↗ (▲3.4%)
都市ガス使用量	157,415 m ³	116,487 m ³	▲26%	194,087 m ³	△	↘ (+23.3%)	↘ (+5.7%)
プロパンガス	43,868 m ³	38,165 m ³	▲13%	38,111 m ³	◎	↗ (▲13.1%)	↗ (▲7.8%)
灯油使用量	48,404 ℓ	42,111 ℓ	▲13%	39,690 ℓ	◎	↗ (▲18.0%)	↗ (▲16.1%)
公用車の燃料使用量	131,666 ℓ	114,549 m ³	▲13%	120,273 ℓ	△	↗ (▲8.7%)	↗ (▲5.6%)
低燃費車の導入率	50.9%	57%以上	6.1ポイント 改善	57.8%	◎	↗ (6.9ポイント)	↗ (7.0ポイント)

(2) 各数値目標の評価方法

表4：評価方法

目標達成状況	評価	基準値及び前年との比較	評価
目標達成	◎	数値が改善している	↗
目標未達成	△	数値が悪化している	↘

(3) 令和元年度の全体概況

令和元年度の市役所全体の温室効果ガス総排出量は、3,598 t - CO₂と基準値から17.5パーセント削減されたものの、前年度から1.1パーセントの増加となりました。

目標としているエネルギー使用量6項目については、新型コロナウイルス感染症対策による自粛の影響もあり、都市ガスを除く使用量は前年度に比べ減少し、3項目については、既に目標達成の水準となりました。

都市ガスについては、灯油等からの切り替えが進んでいることで、年々使用量が増加傾向にあり、現状の推移では削減目標の達成が難しい状況にあります。

💡 令和元年度の省エネルギーの取組



公共施設でのみどりのカーテン作戦



電気自動車の積極的な活用



※6 COOL CHOICE 事業の推進

3 市役所全体の温室効果ガス総排出量について

表5：温室効果ガス排出量の令和元年度実績値

年度	目標値／実績値
目標値（H25年度比）	2,618 t-CO ₂ （40%削減）
令和元年度（H25年度比）	3,598 t-CO ₂ （17.5%削減）
平成25年度（基準値）	4,363 t-CO ₂

(1) 令和元年度実績について

令和元年度の温室効果ガスの総排出量は、3,598 t-CO₂（平成25年度比で17.5パーセント削減）でした。これは、前年の平成30年度と比較すると1.1パーセントの増加となりました。

都市ガスを除く各エネルギーの使用量は前年度より減少したものの、最も多くの温室効果ガスを排出している電気使用において、契約電力会社で最も構成比

が大きい丸紅新電力(株)の基礎排出係数が、前年より増加（0.409kg-CO₂/kWh→0.442 kg-CO₂/kWh）したことに伴い、温室効果ガス排出量も増加し、前年度実績を上回る結果となりました。

表6：エネルギー別CO₂排出量の比較（単位：t-CO₂）

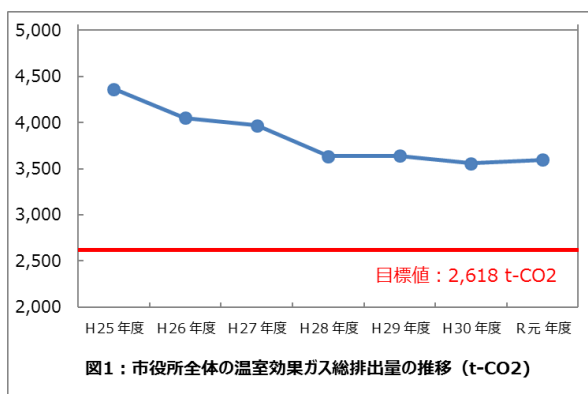
	R01	H30	R01との差
	排出量	排出量	排出量
電気	2,560	2,483	77
都市ガス	419	397	23
LPG	224	243	▲19
その他燃料	395	435	▲40
合計	3,598	3,558	40

(2) 市役所全体の温室効果ガス排出量の推移

基準年である平成25年度からの削減は進んでいるものの、近年は削減幅が縮小傾向にあり、排出量は横ばいの状況が続いています。

表7：温室効果ガス排出量の削減率の推移

年度	総排出量[t-CO ₂]	削減(25年比)	
		削減量	削減率
H25年度	4,363	-	-
H26年度	4,049	▲314	▲7.2%
H27年度	3,970	▲393	▲9.0%
H28年度	3,636	▲727	▲16.7%
H29年度	3,641	▲722	▲16.5%
H30年度	3,558	▲805	▲18.4%
R元年度	3,598	▲765	▲17.5%



(3) 今後の取組

令和12年度の市役所全体の温室効果ガス排出量2,618 t-CO₂の達成には、毎年前年比で2.8パーセントずつの削減が求められます。

設備機器の運用に関しては現状の運用に係る取組を徹底するとともに、業務に支障のない範囲での新たな取組を検討する必要があります。そして、LED照明設備等のエネルギー消費効率の高い設備への更新を計画的に進めていきます。

4 主要な数値目標について

平成 28 年度実績を基準値としたエネルギー使用量の削減目標 6 項目について説明します。

(1) 電気使用量

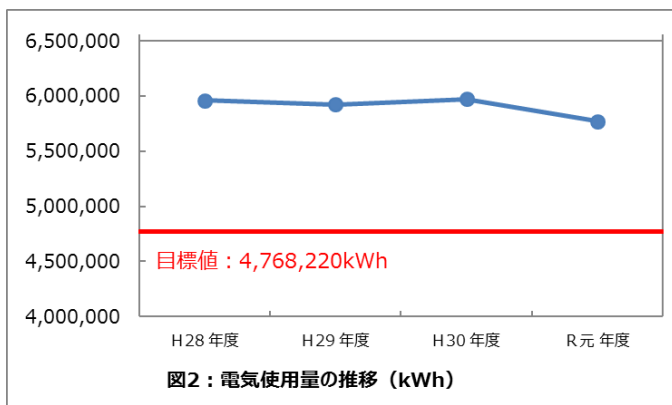


表8：電気使用量の推移

年度	使用量[kWh]	削減(H28年比)	
H28年度	5,960,275	—	—
H29年度	5,923,248	▲ 37,027	▲0.6%
H30年度	5,974,425	14,150	+0.2%
R元年度	5,771,266	▲ 189,009	▲3.2%

概況

温室効果ガス排出量の原因の約 7 割を占めている電気使用量を、平成 28 年度実績値から 20 パーセント削減することを目標とします。

令和元年度実績は、5,771,266kWh と基準値から 3.2 パーセントの削減で目標未達となりました。

令和元年度は、空調稼働の増加に伴い本庁舎の使用量は増加したものの、規模の大きい公共施設の一時利用休止（青少年センターの閉館、市民文化会館と図書館・子ども科学館の新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館）等により、前年度と比較すると使用量は 3.4 パーセントの削減となりました。

(2) 都市ガス使用量

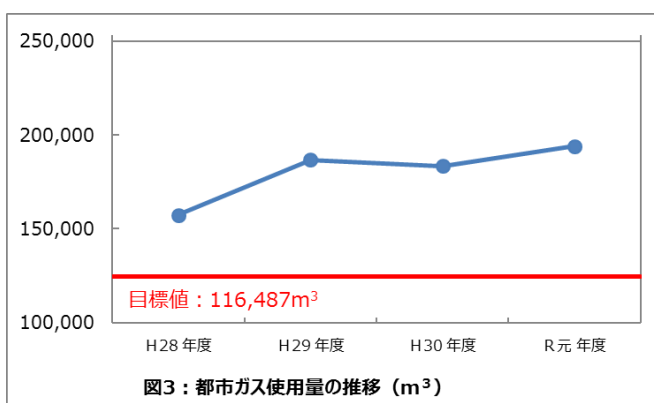


表9：都市ガス使用量の推移

年度	使用量[m³]	削減(H28年比)	
H28年度	157,415	—	—
H29年度	186,825	29,410	+18.7%
H30年度	183,606	26,191	+16.6%
R元年度	194,087	36,672	+23.3%

概況

都市ガス使用量は、平成 28 年度実績値から 26 パーセント削減することを目標とします。

令和元年度実績は、194,087m³ と基準値から 23.3 パーセントの増加となり、目標未達となりました。

都市ガスは、主に空調用に利用していますが、庁舎、図書館、公民館等において、異常気象の影響で冷暖房の使用が増加したこと等により、前年と比較しても使用量は 5.7 パーセントの増加となりました。

冷暖房効率を向上させる日々の運用対策を徹底し、使用量の削減を目指します。

(3) プロパンガス使用量

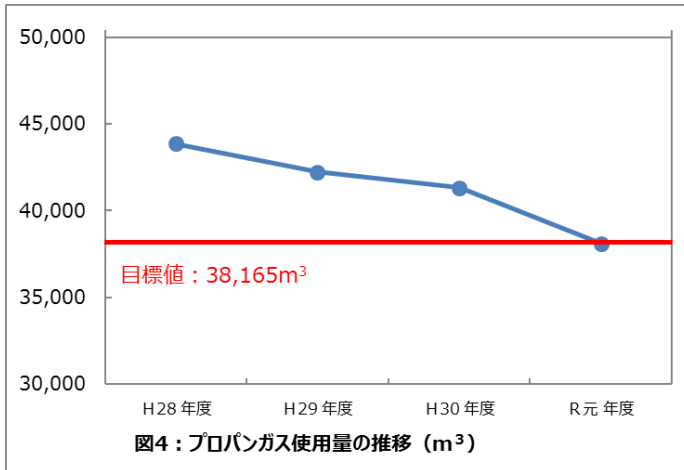


表10：プロパンガス使用量の推移

年度	使用量[m ³]	削減(H28年比)	
		削減量	削減率
H28年度	43,868	—	—
H29年度	42,232	▲ 1,636	▲ 3.7%
H30年度	41,318	▲ 2,550	▲ 5.8%
R元年度	38,111	▲ 5,757	▲ 13.1%

概況

プロパンガスの使用量は、平成 28 年度実績値から 13 パーセント削減を目標とします。

令和元年度実績は、38,111 m³と基準値から 13.1 パーセントの削減で、目標達成となりました。

令和元年度は、本庁舎を始めとした各施設において使用量が削減されました。また、一斉休校に伴う給食の停止等により、使用量は前年から 7.8 パーセントの削減となりました。

引き続き、現在の使用水準をできる限り維持し、目標達成が継続できるように取組みます。

(4) 灯油使用量

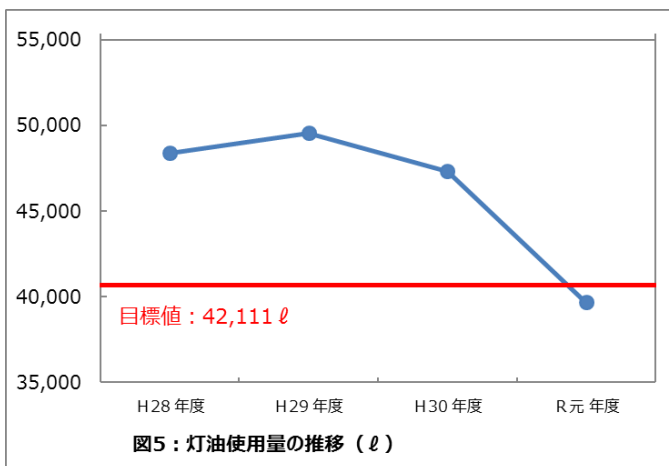


表11：灯油使用量の推移

年度	使用量[ℓ]	削減(H28年比)	
		削減量	削減率
H28年度	48,404	—	—
H29年度	49,553	1,149	+2.4%
H30年度	47,332	▲ 1,072	▲ 2.2%
R元年度	39,690	▲ 8,714	▲ 18.0%

概況

灯油の使用量は、毎年基準値度の 1 パーセントを削減するものとして、平成 28 年度実績値から 13 パーセント削減を目標とします。

令和元年度実績は、39,690 ℓと基準値から 18.0 パーセントの削減で、目標達成となりました。

令和元年度は、小中学校の暖房施設をエアコン使用に切り替えたことや、公民館の新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館等により、使用量は前年と比較すると 16.1 パーセントの削減となりました。

引き続き、現在の使用水準をできる限り維持し、目標達成が継続できるように取組みます。

(5) 公用車燃料使用量

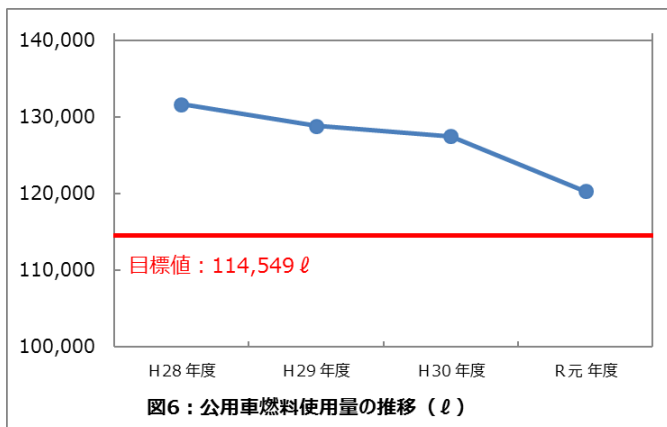


表12：公用車燃料使用量の推移

年度	使用量[ℓ]	削減(H28年比)	
		削減量	削減率
H28年度	131,666	—	—
H29年度	128,808	▲ 2,858	▲2.2%
H30年度	127,472	▲ 4,194	▲3.2%
R元年度	120,273	▲ 11,393	▲8.7%

概況

公用車の燃料使用量は、平成28年度実績値から13パーセント削減とします。

令和元年度実績は、120,273ℓと基準値から8.7パーセントの削減で目標未達となりました。

令和元年度は、環境に配慮した運転方法であるエコドライブ講習会を庁内向けにも案内するとともに、電気自動車を1台新規導入し、長距離移動等で積極的に活用しました。

また、消防において、救急車の搬送先が近隣であったこと等により、ガソリンの使用量が減少し、燃料使用量は前年と比較すると5.6パーセントの削減となりました。

現在の削減ペースをできる限り維持し、目標達成を目指していきます。

(6) 低燃費車の導入率

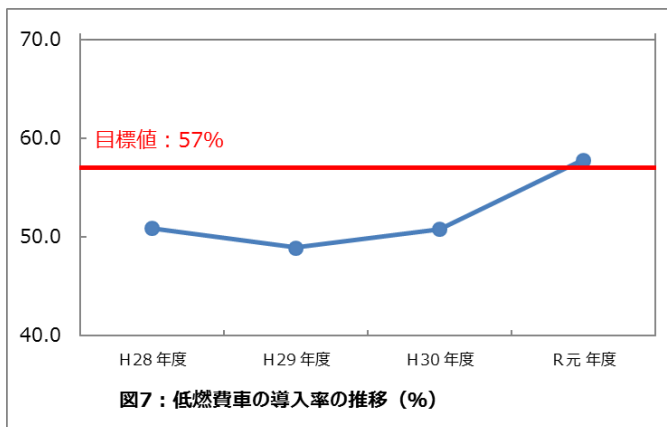


表13：低燃費車の導入率の推移

年度	導入率[%]	H28年差
H28年度	50.9	—
H29年度	48.9	▲ 2.0
H30年度	50.8	▲ 0.1
R元年度	57.8	6.9

概況

市が保有する車両のうち国土交通省が定める自動車燃費目標基準を達成した車両及び電気自動車（以下「低燃費車」とする。）が占める割合を、57パーセント以上とすることを目標とします。

令和元年度は、※7 九都県市指定低公害車を13台、電気自動車を1台新規導入したことにより、低燃費車は180台中104台となり、導入率の目標を達成しました。

今後も現在の導入率を維持できるよう取り組めます。

5 日常の環境配慮

温室効果ガス削減のために、職員が取組む、日常の環境配慮における具体的な取組の実施状況を各課単位でアンケート調査し、取りまとめました。

(1) 令和元年度の概況

個人レベルで取り組むことができる環境配慮の取組については、各課によって差はあるものの、概ね意識を持って実行されていると思われます。また、照明や空調等の設備に関する取組についても、前年度に比べ実施に向けた意識の変化が見られる項目があります。

前年度から「ほとんど実施せず」が5ポイント以上改善した項目

項目		改善幅
(3)-4	照明器具を更新する際は、初期照度補正、調光制御のできる照明装置を導入します。	16.1ポイント
(3)-5	間欠的な照明について、人感センサーを導入します。	16.2ポイント
(4)-7	空気調和設備を更新する場合は、高効率な空調設備に更新します。	6.3ポイント
(5)-2	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)で示される耐用年数を参考に、耐用年数を超えた吸収式冷温水発生機、温水ボイラー等高効率な熱源設備の更新に努めます。	10.7ポイント
(7)-ア-2	節水機器(節水コマ、節水型トイレ等)の導入を検討します。	5.9ポイント
(7)-エ-1	市施工土木工事等においては、間伐材等の神奈川県産木材及び神奈川県産木材を用いた製品を積極的に使用します。	20.0ポイント

一方、「職員向けの環境保全研修の実施」、「ごみ箱は、原則として各課1か所」については、ほとんど実施せずの回答が多くなっています。

(2) 令和元年度結果

(1) 全体的な取組

取り組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	エレベーターの運転台数や運転時間を制限し、職員のエレベーターの使用は控え、階段を利用します。	96.1%	3.9%	0.0%
2	市役所本庁舎正面玄関からの職員の出入りは原則禁止します。	100.0%	0.0%	0.0%
3	クールビズ(節度ある軽装)、ウォームビズ(重ね着)に準じた服装を励行します。	100.0%	0.0%	0.0%
4	コーヒーメーカー等の厚生用電気機器の使用は、原則使用を禁止します。	93.1%	5.2%	1.7%
5	必要に応じ待機電力削減のために、コンセントを抜くエコタップ等を活用します。	57.9%	33.3%	8.8%

(2) パソコンその他 OA 機器に関する取組

取組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	昼休み時間の不必要なパソコンの使用を禁止します。	93.2%	6.8%	0.0%
2	離席時は、OA 機器電源オフ、ディスプレイの消灯を徹底します。	88.1%	11.9%	0.0%
3	OA 機器等電気機器の使用にあたっては省電力モード等を積極的に活用します。パソコンを一定時間操作しないで置いておく場合は、自動的にパソコンをシステムスタンバイの状態にします。	91.4%	8.6%	0.0%
4	新規購入や更新時には、エネルギー消費の少ない高効率な機器を優先的に採用します。	94.1%	2.9%	2.9%

(3) 照明設備に関する取組

取組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	業務改善を図り、ノー残業デー、休日出勤の削減を徹底し、必要な場合は部分点灯します。	84.7%	11.9%	3.4%
2	業務に支障ない範囲で、昼休み及び17時15分から30分まで一斉消灯します。	80.4%	16.1%	3.6%
3	照明器具を更新する際は、インバーター照明やLED照明等の高効率照明へ計画的に切り替えます。	80.8%	7.7%	11.5%
4	照明器具を更新する際は、初期照度補正、調光制御のできる照明装置を導入します。	80.0%	13.3%	6.7%
5	間欠的な照明について、人感センサーを導入します。	60.0%	10.0%	30.0%

(4) 空気調和設備に関する取組

取組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	空調設備の温度管理は、室内温度が冷房時で28度、暖房時で19度を目安に管理します。	84.6%	11.5%	3.8%
2	電気ストーブ、扇風機等は、原則として使用しない。ただし、空調管理が適切にできない箇所は除きます。	87.3%	12.7%	0.0%
3	照明器具を更新する際は、インバーター照明やLED照明等の高効率照明へ計画的に切り替えます。	73.9%	8.7%	17.4%
4	夏季は、エアコン室外機に当たる直射日光を遮ります。	59.1%	22.7%	18.2%
5	カーテン、ブラインド等を活用して冷暖房の効率を向上させます。	95.1%	4.9%	0.0%
6	エアコンのフィルターや熱交換器のフィンを定期的に清掃・補修します。	90.0%	5.0%	5.0%
7	空気調和設備を更新する場合は、高効率な空調設備に更新します。	100.0%	0.0%	0.0%
8	センサーやビルエネルギー管理システム（※ ⁸ BEMS）等の運転制御装置の導入を検討します	22.2%	11.1%	66.7%

(5) 冷温水発生機、熱源設備に関する取組

取組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	冷温水発生機の運転時間を管理し、冷温水の供給時間を短縮します。	71.4%	28.6%	0.0%
2	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)で示される耐用年数を参考に、耐用年数を超えた吸収式冷温水発生機、温水ボイラー等高効率な熱源設備の更新に努めます。	57.1%	28.6%	14.3%
3	エネルギー消費効率の高い給湯器の更新に努めます。	87.5%	12.5%	0.0%

(6) 公用車、運転に関する取組

取組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	エコドライブを実践し、燃料の節約や排気ガス抑制に努めます。	100.0%	0.0%	0.0%
2	近距離の移動で荷物の搬送等特段の支障がない場合は徒歩での移動を心がけます。	92.9%	7.1%	0.0%
3	公用車の相乗りや合理的な経路を使用します。	96.4%	3.6%	0.0%
4	車両更新する際は、率先して低燃費、低公害車の導入に努めます。	84.2%	15.8%	0.0%

(7) その他環境へ配慮する取組

ア 水道使用量の削減

取組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	水の出っぱなしをやめ、こまめに蛇口を締める等日常的な節水を励行します。	100.0%	0.0%	0.0%
2	節水機器(節水コマ、節水型トイレ等)の導入を検討します。	64.3%	35.7%	0.0%
3	水漏れ点検を定期的実施します。	77.8%	16.7%	5.6%

イ ごみの減量化の推進

取組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	ゴミ箱は、原則として各課1か所とします。	61.8%	14.5%	23.6%
2	ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。	100.0%	0.0%	0.0%
3	リユース・リサイクルできる製品を購入します。	84.2%	15.8%	0.0%
4	ごみの排出抑制(リデュース)を徹底します。	91.2%	8.8%	0.0%

ウ 紙類の削減

取組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	庁内LAN(メール・ファイルサーバー)を活用し、電子媒体での情報共有、資料の共有化することで紙の使用枚数の削減を図ります。	79.7%	20.3%	0.0%
2	両面印刷の徹底、集約印刷機能を活用します。	94.9%	5.1%	0.0%
3	会議資料、事務資料は簡素化します。	81.4%	18.6%	0.0%
4	ホームページを活用し、外部向けの印刷物を削減します。	81.0%	19.0%	0.0%

エ 木材利用の推進

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	市施工土木工事等においては、間伐材等の神奈川県産木材及び神奈川県産木材を用いた製品を積極的に使用します。	83.3%	16.7%	0.0%

オ 環境にやさしい製品の購入

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	グリーン購入を推進する。(環境ラベル商品の優先的購入)	60.4%	35.8%	3.8%

カ その他

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	マイカー通勤を自粛し、公共交通機関及び自転車、徒歩通勤を促進する。	44.1%	45.8%	10.2%
2	環境保全に関する研修を計画的に実施する。	29.4%	29.4%	41.2%
3	各事業の中で環境に配慮するような内容を盛り込む。	53.1%	34.4%	12.5%
4	環境保全活動及び研修会等に参加しやすい職場づくりに努める。	78.9%	15.8%	5.3%

(3) 各課のコメント (※一部抜粋)

環境配慮に対し前向きなコメントを多く頂いている一方、現行の運用に合わない取組についてのコメントも頂いております。引き続き、業務に支障のない範囲での運用に御協力いただきますようお願いいたします。

環境配慮について

- ・年間を通じて階段を利用するなど所属職員全員で温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。
- ・紙類の削減とともに、再利用と分別に努め、ごみの減量について、課内の意識を高めています。
- ・可能な範囲で部分消灯を実施するなど、工夫をしていきたいと考えています。
- ・環境保全に対する視点を含め、業務にあたります。
- ・昼休みや勤務時間外の消灯の徹底や、不必要なパソコンの使用禁止、紙類の使用量削減への努力など、各自が省エネルギーへの意識を持って取り組んでいる。
- ・事務室消灯が困難な環境であるが、個々で不要なパソコンを立ち下げるなどの環境配慮の取組に努めたい。

検討課題等について

- ・身近にすぐ取り組めることは、継続的・日常的に取り組んでいるが、あえて、研修等にはまでは至らない。
- ・執務スペースが広範囲にわたることから、ゴミ箱を各課1個とすることは困難である。
- ・事務用品の購入にあたり、グリーン購入を心掛けたが、対象となる商品がないことがあった。
- ・時間外になった際に、窓口に来客中のことがあるため、一斉消灯が徹底出来ない。
- ・根本的な空調の改善が望まれる。暑さ対策のために扇風機等の使用は必須だと考える。

6 公共事業における環境配慮状況

公共事業における環境配慮として設計・施工段階、管理段階、修理・解体段階を通じて、環境に配慮するための取組及び導入検討の割合を調査しました。割合は、検討状況→検討した課数/対象課数、取組状況→検討の結果、取組を行った課数/対象課数で算出しています。

(1) 令和元年度の概況

公共事業のいずれの段階においても、廃棄物、省資源に対しては、比較的高い割合で環境配慮の取組がされています。一方で、指針や基準の検討は取組の割合が低くなる傾向にあります。

(2) 令和元年度結果

(1) 設計・施工段階

総合的配慮

配慮項目	詳細説明	対象 課数	配慮の点検	
			検討状況	取組状況
施設整備に関する環境配慮技術 指針の整備	・指針の検討	5	40.0%	40.0%
構想段階での環境配慮、開発による環境影響の最小化	・自然環境の保全、造成の縮小、敷地のゆとりの確保、植生への配慮、水脈分断への配慮等	7	42.9%	42.9%
環境配慮を取り入れる仕組み ・基本構想、基本設計段階での協議の実施 ・配慮のチェック・指導の所管の設定	・施工方法、公害対策、効果とランニングコスト検証、再生資源利用促進、建築廃棄物の処理	10	70.0%	70.0%
請負者からの施工計画書確認と環境対策の記載指導	・施工計画書の受理・確認・指導 (請負業者への啓発も含める)	8	62.5%	62.5%
施設の長期使用等への配慮	・高耐久性構造・工法の採用等	6	50.0%	50.0%
入札参加者の ISO 認証等考慮	・認証考慮の検討	3	0.0%	0.0%

自然・野生生物・景観

配慮項目	詳細説明	対象 課数	配慮の点検	
			検討状況	取組状況
緑化と自然への配慮	・敷地、屋上の緑化、地元種による緑化、野生植物の移植、親水、空間の検討 など	6	66.7%	66.7%
公共施設緑化基準の再検討	・基準の検討	5	40.0%	40.0%
貴重な動植物の生息生育環境の保全	・既存樹木の活用、水場の設置、繁殖期の工事回避、野生動物の移動性の確保、現存する植生の保全 など	4	50.0%	50.0%
生息生育環境の整備	・小動物、魚類などに配慮した護岸整備などビオトープ事業	4	75.0%	75.0%

自然・野生生物・景観

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
生息生育環境の整備	・生態系への配慮としての緑のネットワークの検討と確保	4	50.0%	50.0%
景観との調和	・周辺環境との景観の調和	7	71.4%	71.4%
	・工事用防護壁のデザイン配慮	5	20.0%	20.0%

大気環境・騒音振動・電波障害等

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
燃料使用設備の検討	・低 Nox 対策等講じられた機器など環境配慮型設備の導入	4	50.0%	50.0%
空調設備等への配慮	・フロン、代替フロンを使用しない設備の導入	4	50.0%	50.0%
消火設備への配慮	・ハロン消火設備の使用禁止	4	0.0%	0.0%
騒音、振動対策等	・運搬台数、時間、ルート等の検討	6	33.3%	33.3%
	・無騒音、無振動工法、低騒音型 作業機械の採用	9	66.7%	66.7%
	・低騒音舗装の採用	3	66.7%	66.7%
	・防音パネルシートの採用	4	0.0%	0.0%
	・粉塵の飛散防止対策	6	33.3%	33.3%
電波障害など	・電波障害、日照障害、風害等の防止、施設の配置等検討	4	0.0%	0.0%

水環境への配慮

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
水質汚濁の防止	・下水道接続、合併浄化槽の設置	4	25.0%	25.0%
	・シールド [®] 等の工法での泥水、安定剤使用の抑制 など	3	0.0%	0.0%
水循環の確保	・透水性舗装、浸透マスの設置	4	25.0%	25.0%
水利用の合理化	・中水道、雨水利用施設の検討	3	0.0%	0.0%
節水器具の検討	・感知式洗浄弁、自動水栓、節水コマ、流音発生装置の採用	4	25.0%	25.0%

省エネルギー

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
自然エネルギーの活用	・太陽光発電等の検討、自然光を取り入れる工夫、断熱性の向上	4	75.0%	75.0%
省エネルギー型設備の活用	・エレベーターの高度制御装置、省エネ型照明、空調、電力平準化設備、深夜電力利用機器等の導入検討	2	50.0%	50.0%
未利用エネルギーの利用	・ごみ焼却余熱等利用の検討	3	0.0%	0.0%

省資源

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
環境負荷の少ない資材の使用	・型枠など長期使用型資材、鋼製型枠等の採用など	7	71.4%	71.4%
再生資材の利用	・再生砕石、建設廃材、再生路盤材、再生合板など	7	85.7%	85.7%

廃棄物

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
建設副産物の発生抑制	・発生抑制工法、打ち込み型枠、鋼製型枠・足場の検討、包装・梱包材の簡素化 など	8	87.5%	87.5%
	・切土、盛土の現場利用	8	75.0%	75.0%
適正な処理・処分、再資源化	・現場内での有効利用	4	75.0%	75.0%
	・適正処理・処分の積算	8	75.0%	75.0%
	・再資源化施設への搬入検討	7	71.4%	71.4%

(2) 管理段階

自然環境

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
環境の保全、適正管理、配慮	・緑化の推進と維持管理	8	87.5%	87.5%
	・剪定木、落ち葉のリサイクル、美観の保持	8	75.0%	75.0%
生態系への配慮	・農薬、化学肥料の使用量抑制	4	75.0%	75.0%

大気・水環境

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
大気環境への配慮	・ボイラー等燃料使用量の抑制、排出基準の遵守、排出量等の把握	4	50.0%	50.0%
水環境への配慮	・水質汚濁物質の削減、排出基準の遵守、雨水利用施設等の適正管理、排出量の把握及び管理	6	83.3%	83.3%

廃棄物

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
廃棄物の分別保管施設等	・分別施設等の適正管理	9	88.9%	88.9%

(3) 修理・解体段階

大気環境など

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
粉塵拡散防止	・防水シート、散水の実施等	7	57.1%	57.1%
騒音振動の低減	・解体手順の検討、防音壁の設置、低騒音型作業機械の採用	7	71.4%	71.4%

廃棄物

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
適正処理	・請負者の処理計画書の提出、処理状況の確認、分別排出の徹底指示、一部保管のためのストックヤードの整備	9	77.8%	77.8%
再資源化	・コンクリート塊、路盤材、残土など	8	87.5%	87.5%

7 用語解説

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。温暖化対策推進法、温対法とも呼ばれている。

※2 温室効果ガス（GHG : Green House Gas）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等が温室効果ガスに該当する。

※3 エネルギー起源 CO₂

燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される二酸化炭素のこと。日本では温室効果ガス排出量のうち、約 9 割をエネルギー起源 CO₂ が占める。

※4 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。省エネ法とも呼ばれる。

※5 電気事業者別排出係数（基礎排出係数）

電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素の量（t-CO₂）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量（kWh）で除して算出される

※6 COOL CHOICE

地球温暖化対策のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のこと。伊勢原市も平成 29 年度に COOL CHOICE に賛同宣言し、様々な啓発活動を実施している。

※7 九都県市指定低公害車

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市で行う低公害車の指定制度。低燃費及び低排出ガスの両方を満たした自動車を指定している。

※8 BEMS（Building and Energy Management System）

「ビルエネルギー管理システム」と訳され、ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。

 伊勢原市経済環境部 環境対策課

259-1188 神奈川県伊勢原市田中3 4 8 番地 TEL.0463-94-4737



第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
令和元年度結果報告書

伊勢原市 経済環境部 環境対策課
令和3年3月発行

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン